

貯水槽水道(簡易専用水道・小規模簡易専用水道)設置者のみなさまへ

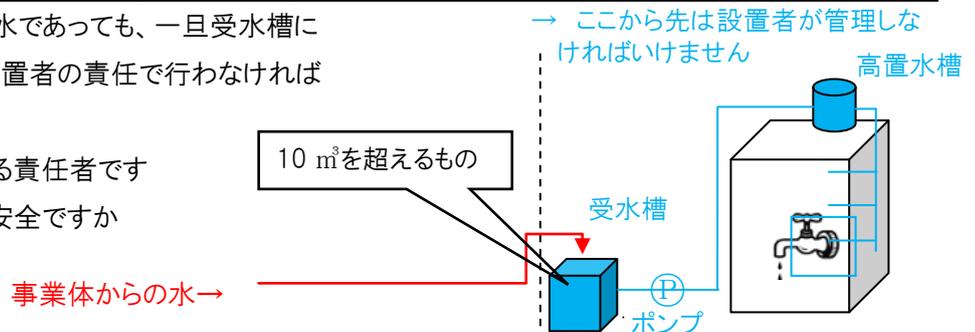
1. 貯水槽水道とは

水道事業者から供給される水を一旦受水槽に貯めて使用する水道で、受水槽の有効容量により2種類に分けられます。

受水槽の有効容量	名称	関係法令	玖珠町の変綱
10m ³ を超えるもの	簡易専用水道	水道法	玖珠町簡易専用水道指導要綱
10m ³ 以下のもの	小規模簡易専用水道		玖珠町小規模簡易専用水道維持管理指導要綱

*水道事業者から供給を受けている水であっても、一旦受水槽に入った水の品質や施設の管理は設置者の責任で行わなければなりません。

- 毎日使用する水、あなたが管理する責任者です
- あなたのビル・アパートの飲料水は安全ですか
- 適切な管理を行っていますか



2. 簡易専用水道の管理基準

事項	回数	摘要	根拠法令
水槽の定期検査	年1回	衛生的管理について、厚生労働大臣登録検査機関による検査を受けなければなりません	水道法第34条の2第2項 同法施行規則第56条
水槽の清掃	年1回	自ら行うか又は専門の清掃業者に委託すること	水道法第34条の2第1項 同法施行規則第55条第1項
水槽の点検	月1回程度 (定期的に)	(1)水槽にひび割れが無いか (2)浄水が汚水などに汚染されていないか (3)水槽内に異物の混入がないか	水道法第34条の2第1項 同法施行規則第55条第2項
その他衛生的管理	月1回程度 (定期的に)	(1)通気口、排水管部分の防虫網は完全か (2)受水槽付近の整理整頓は完全か (3)マンホールの施設は完全か	水道法第34条の2第1項 同法施行規則第55条第2項
外観状況	毎日1回	末端給水栓(蛇口)で水の色、濁り、臭い、味などの外観に注意する	水道法第34条の2第1項 同法施行規則第55条第3項
残留塩素	必要に応じ 随時	残留塩素の測定は水の衛生状態を見る上で必要なので、末端給水栓において0.1 mg/L以上あるかを測定する。	

*受水槽の有効容量が10m³を超えるものは水道法の規制を受け、管理基準に基づいた適正管理が必要です。

*受水槽の有効容量が10m³以下の小規模簡易専用水道も、玖珠町小規模簡易専用水道維持管理指導要綱により、簡易専用水道に準じた適正管理をすることが求められています。

3. 各種届出について

次の場合は、玖珠町役場建設水道課に届け出をしてください。

- ・簡易専用水道、小規模簡易専用水道を新設・増設・改造した時 設置届
- ・簡易専用水道、小規模簡易専用水道の記載事項に変更を生じた時 変更届
- ・簡易専用水道、小規模簡易専用水道を廃止又は休止した時 廃(休)止届